

重要事項説明書

この「重要事項説明書」は、「奈良県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（平成24年奈良県条例第十七号）」第10条の規定に基づき、指定訪問看護サービス提供契約締結に際して、ご注意いただきたいことを説明するものです。

1. 指定訪問看護サービスを提供する事業者について

事業者名称	ばくりハビリ訪問看護ステーション
代表者氏名	清水 健
本社所在地 (連絡先及び電話番号等)	〒630-0258 奈良県生駒市東新町6-23 TEL：0743-89-2373 FAX：0743-83-0373
法人設立年月日	平成29年6月13日

2. 利用者に対するサービス提供を実施する事業所について

(1) 事業所の所在地等

事業所名称	ばくりハビリ訪問看護ステーション
介護保険指定 事業所番号	2960990113
事業所所在地	〒630-0258 奈良県生駒市東新町6-23
連絡先 相談担当者名	担当者：清水 健 連絡先：0743-89-2373 FAX：0743-83-0373
事業所の通常の 事業の実施地域	生駒市、奈良市、その他応相談

(2) 事業の目的及び運営の方針

事業目的	ばくりハビリ訪問看護ステーション（以下「事業所」という。）において実施する指定訪問看護（指定介護予防訪問看護）事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、事業の円滑な運営管理を図るとともに、利用者の意思及び人格を尊重し、要介護状態（介護予防にあっては要支援状態）の利用者の立場に立った適切な事業の提供を確保することを目的とする。
運営方針	事業所が実施する事業は、利用者が要介護状態となった場合においても、可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるように配慮して、その療養生活を支援し、心身機能の維持回復を図るものとする。

(3) 事業所窓口の営業日（サービス提供日）及び営業時間（サービス提供時間）

営業日	月・火・水・木・金曜日
営業時間	8：30～17：30 利用者様の希望された時間・曜日等、時間外の相談も可能。

(4) 事業所の職員体制

	常勤	非常勤	計
看護師	2名	2名	4名
作業療法士	1名	2名	3名
言語聴覚士	0名	1名	1名

管理者：高宮 沙希

理学療法士

2名

1名

3名

責任者：清水 健

3. 提供するサービスの内容及び費用について

(1) 提供するサービスの内容について

訪問看護ステーションからの理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士（以下、理学療法士等という）による（介護予防）訪問看護はその訪問が看護業務の一環としてのリハビリテーションを中心としたものであり、そのサービスを受けられるご利用者様について、その状況や実施した看護（看護業務としてのリハビリテーションを含む）の情報を看護職員と理学療法士等が共有いたします。また、訪問看護計画書及び訪問看護報告書の作成にあたり、訪問看護サービスの利用開始時や、ご利用者様の状態の変化等に合わせた定期的な看護職員の訪問を行い、理学療法士等と連携して作成を行います。

サービス区分と種類	サービスの内容
訪問看護計画の作成	主治の医師の指示並びに利用者の意向や心身の状況等のアセスメントを行い、援助の目標に応じて具体的なサービス内容を定めた訪問看護計画を作成します。
訪問看護の提供	訪問看護計画に基づき、訪問看護を提供します。 ① 健康状態の観察 ② 療養生活のお世話 ③ 医師の指示による医療処置・医療機器管理 ④ 認知症看護 ⑤ リハビリテーション ⑥ 介護者の支援 ⑦ 褥瘡（床ずれ）の予防処置 ⑧ 介護予防

(2) 看護職員の禁止行為

看護職員はサービスの提供に当たって、次の行為は行いません。

- ① 利用者又は家族の金銭、預貯金通帳、証書、書類などの預かり
- ② 利用者又は家族からの金銭、物品、飲食の授受
- ③ 利用者の同居家族に対するサービス提供
- ④ 利用者の居宅での飲酒、喫煙、飲食
- ⑤ 身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（利用者又は第三者等の生命や身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除く）
- ⑥ その他利用者又は家族等に対して行なう宗教活動、政治活動、営利活動、その他迷惑行為

(3) 提供するサービスの利用料、利用者負担額について

※ 指定訪問看護ステーションの場合（地域単価：6級地 10.42円）

看護師（訪問看護）

30分未満		30分以上 1時間未満		1時間以上 1時間30分未満	
利用料	1割負担	利用料	1割負担	利用料	1割負担

4,907 円	491 円	8,575 円	858 円	11,753 円	1,176 円
---------	-------	---------	-------	----------	---------

看護師（介護予防）

30 分未満		30 分以上 1 時間未満		1 時間以上 1 時間 30 分未満	
利用料	1 割負担	利用料	1 割負担	利用料	1 割負担
4,699 円	470 円	8,273 円	828 円	11,357 円	1,136 円

理学療法士、作業療法士、言語聴覚士の場合（訪問看護）

20 分		40 分		60 分	
利用料	1 割負担	利用料	1 割負担	利用料	1 割負担
2,980 円	298 円	5,960 円	596 円	8,065 円	807 円

理学療法士、作業療法士、言語聴覚士の場合（介護予防）

20 分		40 分		60 分	
利用料	1 割負担	利用料	1 割負担	利用料	1 割負担
2,875 円	288 円	5,751 円	576 円	4,313 円	432 円

※ 指定訪問看護ステーション（加算）

加 算	単位数	金額	算 定 回 数 等
初 回 加 算	(Ⅰ) 350 (Ⅱ) 300	(Ⅰ) 3,647 円 (Ⅱ) 3,126 円	初回のみ
退 院 時 共 同 指 導 加 算	600	6,252 円	1 回当たり
看 護 介 護 職 員 連 携 強 化 加 算	250	2,605 円	1 月に 1 回
複 数 名 訪 問 看 護 加 算	254	2,646 円	1 回当たり(30 分未満)
	402	4,188 円	1 回当たり(30 分以上)
長 時 間 訪 問 看 護 加 算	300	3,126 円	1 回当たり
口 腔 連 携 強 化 加 算	50	521 円	1 月に 1 回

提供時間帯名	早朝	夜間	深夜
時 間 帯	午前 6 時から 午前 8 時まで	午後 6 時から 午後 10 時まで	午後 10 時から 午前 6 時まで

早朝、夜間：25%加算、
深夜：50%加算

- ※ 初回加算は新規に訪問看護計画を作成した利用者に対し、訪問看護を提供した場合に加算します。また、退院時共同指導料を算定する場合は算定しません。(Ⅰ) 退院又は退所した日に看護師が初回の訪問看護を行った場合に算定します。(Ⅱ) 退院又は退所した日の翌日以降に看護師が初回の訪問看護を行った場合に算定します。
- ※ 退院時共同指導料は入院もしくは入所中の者が退院退所するにあたり、主治医等と連携し在宅生活における必要な指導を行い、その内容を文書又は文書以外の方法での情報提供をした場合に加算します。また初回加算を算定する場合は算定しません。
- ※ 看護・介護職員連携強化加算は痰吸引等を行う訪問介護事業所と連携し、利用者に係る計画の作成の支援等を行った場合に加算します。
- ※ 複数名訪問看護加算は、二人の看護師等(両名とも保健師、看護師、准看護師又は理学療法士、作業療

法士若しくは言語聴覚士であることを要する。)が同時に訪問看護を行う場合に加算します。

※ 長時間訪問看護加算は、特別管理加算の対象者に対して、1回の時間が1時間30分を超える訪問看護を行った場合、訪問看護の所定サービス費(1時間以上1時間30分未満)に加算します。

4. 料金の変更

- 1) 事業者は、利用者に対して1カ月前までに文書で通知することにより利用単位ごとの料金の変更(増額又は減額)を申し入れることができます。
- 2) 利用者は、料金の変更を承諾しない場合、事業者に対して文書で通知することにより、この契約を解約することができます。

5. その他の費用について

① 交通費	利用者の居宅が実施地域以外の場合、運営規程の定めに基づき交通費の実費を請求いたします。 なお、自動車を使用した場合は駐車料金も含めて請求いたします。	
② キャンセル料	サービスの利用をキャンセルされる場合、連絡をいただいた時間に応じて、下記によりキャンセル料を請求させていただきます。	
	2時間前までのご連絡の場合	キャンセル料は不要です
	1時間前までにご連絡の場合	1提供当りの料金の50%を請求いたします。
	連絡のない場合	1提供当りの料金の100%を請求いたします。
※ただし、利用者の病状の急変や急な入院等の場合には、キャンセル料は請求いたしません。		

6. 利用料、利用者負担額その他の費用の請求及び支払い方法について

① 請求方法等	<p>ア 利用料、利用者負担額及びその他の費用の額はサービス提供ごとに計算し、利用月ごとの合計金額により請求いたします。</p> <p>イ 上記に係る請求書は、利用明細を添えて利用月の翌月末日までに利用者へ直接手渡しします。</p>
② 支払い方法等	<p>ア 明細書、請求書をご確認の上、請求月の末日までに直接現金支払いでお支払い下さい。</p> <p>イ お支払いの確認をされましたら、領収書をお渡します。必ず保管されますようお願いいたします。(医療費控除の還付請求の際に必要なことがあります。)</p>

※ 利用料、利用者負担額及びその他の費用の支払いについて、正当な理由がないにもかかわらず、支払い期日から1ヶ月以上遅延し、さらに支払いの督促から30日以内に支払いが無い場合には、サービス提供の契約を解除した上で、未払い分をお支払いいただくことがあります。

7. 担当する訪問職員の変更をご希望される場合の相談窓口について

利用者のご事情により、担当する訪問職員の変更を希望される場合は、右のご相談担当者までご相談ください。	ア	相談担当者氏名	(責任者) 清水 健
	イ	連絡先電話番号	0743-89-2373
		同ファックス番号	0743-83-0373
	ウ	受付日及び受付時間	8:30~17:30

※ 担当する訪問職員は、利用者のご希望をできるだけ尊重して調整を行いますが、当事業所の人員体制などにより、ご希望に添えない場合もありますことを予めご了承ください。

8. サービスの提供にあたって

- (1) サービスの提供に先立って介護保険被保険者証等に記載された内容を確認させていただきます。住所などに変更があった場合は速やかに当事業者にお知らせください。
- (2) 利用者が要介護認定を受けていない場合は、利用者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行います。また、居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって、必要と認められるときは要介護認定の更新の申請が、遅くとも利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する 30 日前にはなされるよう、必要な援助を行うものとします。
- (3) 利用者に係る居宅介護支援事業者が作成する「居宅サービス計画（ケアプラン）」に基づき、主治の医師の指示並びに利用者の心身の状況、また利用者や家族の意向を踏まえて、「訪問看護計画」を作成します。
- (4) サービス提供は「訪問看護計画」に基づいて行ないます。なお、「訪問看護計画」は、利用者等の心身の状況や意向などの変化により、必要に応じて変更することができます
- (5) 看護職員に対するサービス提供に関する具体的な指示や命令は、すべて当事業者が行ないますが、実際の提供にあたっては、利用者の心身の状況や意向に十分な配慮を行います。

9. 虐待の防止について

事業者は、利用者又は他の利用者などの生命又は身体を保護するためやむをえない場合を除いて、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行いません。

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等の適切な対応を図るために、以下の必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止に関する責任者を選定しています。
- (2) 成年後見制度の利用を支援します。
- (3) 苦情解決体制を整備しています。
- (4) 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。
- (5) サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は速やかにこれを市町村に通報します。

虐待防止に関する責任者	責任者：清水 健
-------------	----------

10. 秘密の保持と個人情報の保護について

利用者及びその家族に関する秘密の保持について	<ol style="list-style-type: none">① 事業者は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとします。② 事業者及び事業者の使用する者（以下「従業者」という。）は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。③ また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後も継続します。④ 事業者は従業者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持さ
------------------------	---

	せるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。
個人情報の保護について	<p>① 事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いません。また、利用者の家族の個人情報についても、予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者の家族の個人情報を用いません。</p> <p>② 事業者は、利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物（紙によるものの他、電磁的記録を含む。）については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとしてします。</p> <p>③ 事業者が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとしてします。（開示に際して複写料などが必要な場合は利用者の負担となります。）</p>

11. 緊急時の対応方法について

サービス提供中に、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、利用者が予め指定する連絡先に連絡します。

12. 事故発生時の対応方法について

利用者に対する指定訪問看護の提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族、利用者に係る各事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。また、利用者に対する指定訪問看護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

なお、事業者は下記の損害賠償保険に加入しています。

保険会社名	： 三井住友海上火災保険会社
保険名	： 訪問看護事業者総合補償制度
補償の概要	： 訪問看護事業者賠償責任保険等

13. 身分証携行義務

訪問看護員は、身分証を携行し初回訪問時及び提示を求められた時は身分証を提示します。

14. 心身の状況の把握

指定訪問看護の提供に当たっては利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めるものとしてします。

15. 居宅介護支援事業者等との連携

- (1) 指定訪問看護の提供に当り、居宅介護支援事業者及び保健医療サービスまたは福祉サービスの提供者と密接な連携に努めます。
- (2) 提供の開始に際し、この重要事項説明に基づき作成する「訪問看護計画」の写しを、利用者の同意を得た上で居宅介護支援事業所に速やかに送付します。
- (3) サービスの内容が変更された場合またはサービス提供契約が終了した場合は、その内容を記

した書面またはその写しを速やかに居宅介護支援事業者に送付します。

16. サービス提供の記録

- (1) 指定訪問看護の実施ごとにサービス提供の記録を行い、その記録はサービス提供の日より5年間保存します。
- (2) 利用者は、事業者に対して保存されるサービス提供記録の閲覧及び複写物の交付を請求することができます。

17. 衛生管理等

- (1) 看護職員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。
- (2) 指定訪問看護事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めます。

18. サービス提供に関する相談、苦情について

提供した指定訪問看護に係る利用者及びその家族からの相談及び苦情を受け付けるための窓口を設置します。

苦情申立の窓口

【事業者の窓口】	所在地 生駒市東新町6番23号 責任者 清水 健 受付時間 月、火、木、金曜日 8:30~17:30
【市町村（保険者）の窓口】 生駒市役所	所在地 奈良県生駒市東新町8-38 電話：0743-74-1111 ファックス：0743-74-9100 受付時間 月曜日～金曜日 8:30~17:15
【公的団体の窓口】 奈良県国民健康保険団体連合会	所在地 奈良県橿原市大久保町302番1 (奈良県市町村会館内) 電話番号 0744-29-8311 (代表)

19. 当事業所は、奈良県福祉サービス第三者評価を受審していません。

20. 交通費の有無

有、無 (料金： 円)

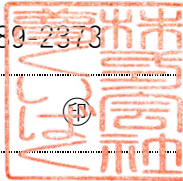

※ 一回の訪問で発生する料金となります。

21. 契約日および重要事項説明書の説明年月日

上記の契約を証するため、本書 2 通を作成し利用者、事業者が署名押印の上、1 通ずつ保有するものとします。

契約日および重要事項説明書の説明年月日	令和 年 月 日
---------------------	----------

上記内容について、「奈良県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（平成 24 年奈良県条例第十七号）」第 10 条の規定に基づき、利用者に説明を行いました。

事業者	所在地	奈良県生駒市東新町 6 番 23 号 TEL 0743-89-2373	
	法人名	株式会社 夢くいばく	
	代表者名	清水 健	
	管理者名	高宮 沙希	
	事業所名	ばくりハビリ訪問看護ステーション	
	説明者氏名		

上記内容の説明を事業者から確かに受けました。

また、契約書の内容を確認したうえで、居宅サービスの契約を締結します。

利用者	住所	
	氏名	
	電話	

代理人	住所	
	氏名	